

いのこし病院居宅療養管理指導・訪問診療サービス内容説明書

当事業者が、あなたに提供する居宅療養管理指導（介護予防居宅療養管理指導）サービス及び訪問診療サービスは以下の通りです。

1. 提供するサービス

ご利用日及び時間：毎週 曜日 時 分から 時 分まで

- ① このサービスの提供にあたっては、あなたの要介護状態の軽減もしくは悪化の防止、要介護状態となることの予防になるようまた、訪問診療にあっては疾病の改善又は維持になるよう適切にサービスを提供します。
- ② サービスの提供は懇切丁寧に行い、分かりやすいように説明します。もし分からなことがありますれば、いつでも担当医師、事業所職員にご遠慮なく質問してください。
- ③ サービスの提供にあたっては、居宅介護支援事業者の利用者に対する介護サービス計画の策定時に必要な情報提供並びに利用者若しくはその家族に対する介護サービスを利用する上での留意点、介護方法等についての指導及び助言を行う。なお、医療保険に基づく訪問診療を行う場合には居宅において療養を行っている患者であって通院が困難なものに対して計画的な医学管理の下に行うものとする。
- ④ 提供したサービスに関しては、利用者の健康手帳の医療の記録に必要な事項を記載します。

2. 担当の職員

あなたの担当医は です。

3. 利用料

(1) サービスを提供した場合の利用料の額は、保険診療の告示上の額の健康保険で定められた負担割合であり、また介護報酬の告示上の額の定められた自己負担の額です。

- ① 提供を受けるサービスが介護保険又は健康保険の適用を受けない部分については、利用料全額をお支払いいただきます。
- ② 当事業者は、あなたに対し毎月必要に応じて当月の利用料等の内訳を記載した利用料請求書を作成しご請求いたします。
- ③ 毎月の利用料は、翌月の末日までに現金にて担当の担当医又は事業所職員にお支払いください。

(2) 交通費

公共交通機関を利用した場合は、その実費相当額。自動車を利用した場合は、次に定める金額です。

- ① 事業所の活動地域を越えた地点から片道 10km未満 300円
- ② 事業所の活動地域を越えた地点から片道 10km以上 500円

(3) キャセル料

サービス開始の1時間前までに居宅サービスの取り止めの申し出がない時、サービス予定であった時間数分をキャンセル料として払い受けます。なお、キャンセル料は、当日サービス開始の1時間前までにご連絡を頂いた場合には、キャンセル料は発生いたしません。